

市第75号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年 6 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に改める。

第 6 条第 1 号イ中「仮認定を」を「特例認定を」に、「「仮認定特定非営利活動法人」」を「「特例認定特定非営利活動法人」」に、「当該仮認定特定非営利活動法人」を「当該特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第 4 号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第10条第 2 項中「同条第 6 項の規定による届出をもって」の次に「、第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の変更によるものであるとき

は法第53条第1項の規定による届出をもって」を加える。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第4項中「3年」を「5年」に改め、同条第5項中「前2項」を「第3項若しくは第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が法第44条第1項の認定を受けた横浜市認証法人（以下「横浜市認定法人」という。）である場合において、当該書類の作成及び備置きが、第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項第2号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第2号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項第3号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）に係るものであるときは法第54条第2項第4号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

6 第4項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合においては、法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、第4項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

第13条に次の2項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項本文による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合におい

て、当該書類の提出が、前条第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第2号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第3号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第4号に掲げる書類の提出をもって、第1項本文の規定による書類の提出に代えることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合には、法第55条第2項の規定による書類の提出をもって、第2項の規定による書類の提出に代えることができる。

第14条中「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第1号中「第13条」を「第13条第1項若しくは第2項」に改め、同項第4号中「第12条第5項」を「第12条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

(指定の申出に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第

3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の申出書の提出があった場合について適用し、施行日前に同項の申出書の提出があった場合については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

- 3 新条例第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る条例第12条第2項各号に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

- 4 新条例第12条第4項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係るこの条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第12条第4項の書類については、なお従前の例による。

提 案 理 由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定の申出等）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を横浜市報に公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

（欠格事由）

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

（ア省略）

イ 認定特定非営利活動法人が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人（以下「特例認定特定非営利活動法人」という。）が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、仮認定を

その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

(ウからオまで、第2号及び第3号省略)

- (4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の特例認定仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(第5号から第8号まで省略)

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (第1項省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合において、当該届出が、役員名簿の変更によるものであるときは法第23条第1項の規定による届出をもって、定款の変更によるものであるときは法第25条第3項の認証の申請(市長の認証を受けている場合に限る。)又は同条第6項の規定による届出をもって、第7条第2項第2号に掲げる事項の変更によるものであるときは法第53条第1項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

(第3項省略)

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (第1項省略)

- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、その作成の翌々事業年

日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
度、これらを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければなら
ない。

(第1号から第3号まで及び第3項省略)

- 4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して $\frac{5}{3}$ 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が法第44条第1項の認定を受けた横浜市認証法人（以下「横浜市認定法人」という。）である場合において、当該書類の作成及び備置きが、第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項第2号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第2号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項第3号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）に係るものであるときは法第54条第2項第4号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合においては、法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、第4項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

7/5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは第3項若しくは前2項若しくは第4項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項本文による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合において、当該書類の提出が、前条第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第2号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第3号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第3号に掲げる書類(規則で定める書類を除く。)に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第4号に掲げる書類の提出をもって、第1項本文の規定による書類の提出に代えることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合においては、法第55条第2項の規定による書類の提出をもって、第2項の規定による書類の提出に代えることができる。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条

第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しくは第4項の書類（過去 $\frac{5}{3}$ 年間に提出を受けたものに限る。）又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第19条 （第1項省略）

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 法第29条又は $\frac{\text{第13条第1項若しくは第2項}}{\text{第13条}}$ の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

（第2号及び第3号省略）

- (4) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は $\frac{\text{第12条第7項}}{\text{第12条第5項}}$ の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

（第5号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略）